

(様式第3号)

栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定

栃木県(以下、「甲」という。)と(協力法人名)(以下、「乙」という。)は、栃木県災害福祉支援チーム設置運営要領(以下、「チーム要領」という。)に基づき、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1 この協定は、大規模災害(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。)発生時に、避難所、福祉避難所その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設(以下、「避難所等」という。)において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下、「要配慮者」という。)を支援することを目的とした栃木県災害福祉支援チーム(以下、「チーム」という。)の派遣に関して必要な事項を定めるものとする。

(平常時の対応)

第2 乙は、栃木県災害福祉広域支援協議会(以下、「協議会」という。)の活動に協力するものとする。

2 乙は、所属する職員のうち、大規模災害発生時にチーム員として活動可能な者について、県に届け出ることとする。

3 乙は、前項の届出内容に変更が生じたとき又は辞退するときは、速やかに、県に届け出るものとする。

4 甲は、第2項の届出を受けた者で、チーム要領第3条に定める各要件に合致する者のうち、希望する者をチーム員として登録する。なお、チーム員登録名簿については甲が管理することとし、栃木県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)とその内容を共有する。

(大規模災害発生時の対応)

第3 甲は、チーム派遣が必要と判断した場合には、県社協に対し、文書又は口頭によりチーム員の編成を依頼する。

2 前項の依頼を受けた県社協は乙及びチーム員に対し、メール又はFAXにより派遣への協力を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けた場合には、チーム員と調整のうえ、県社協に対し、メール又はFAXにより、速やかに派遣の可否を報告する。

(活動内容等)

第4 チームが活動に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者とする。

2 チーム員は、チーム要領第6条に定める活動を行うものとする。

3 チーム員は、施設等の職員の身分をもって前項の活動に従事する。

(費用負担)

第5 甲の要請に基づき活動したチームの活動に要する次の費用は、甲の負担とする。

(1) 活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費

(2) その他の費用で、甲が特に必要と認める費用

(補償)

第6 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入する。

2 前項の費用は、甲の負担とする。

(定めのない事項)

第7 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 宇都宮市埴田1丁目1番20号

栃木県

知事

福 田 富

印

乙

印